

泉大津市議会令和2年第3回定例会会議事項

(そ の 2)

(令和2年9月28日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	5 4	泉北水道企業団の解散及び財産処分並びに事務の承継に関する協議の件	3

議案第 5 4 号

泉北水道企業団の解散及び財産処分並びに事務の承継に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条及び第 2 8 9 条並びに泉北水道企業団規約（昭和 4 3 年 4 月 1 日大阪府知事許可）第 1 3 条の規定により、泉北水道企業団の解散及び財産処分並びに事務の承継について、次の協議書案をもって関係市と協議を行うに当たり、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方自治法第 2 9 0 条及び泉北水道企業団規約第 1 3 条の規定により、泉北水道企業団の解散、財産処分及び事務の承継について和泉市及び高石市と協議するため、議会の議決を経る必要がある。

泉北水道企業団の解散及び財産処分並びに事務の承継に関する協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定による泉北水道企業団（以下「企業団」という。）の解散及び同法第289条の規定による解散に伴う企業団の財産処分並びに泉北水道企業団規約（昭和43年4月1日大阪府知事許可）第13条の規定による事務の承継について、次のとおり定める。

1 解散の期日

企業団は、令和3年3月31日をもって解散する。

2 解散に伴う財産処分

企業団の解散に伴う財産処分は、次のとおりとする。

（1）泉大津市に帰属させる財産

土地のうち、その100分の38.4に相当するもの

（2）和泉市に帰属させる財産

土地のうち、その100分の31.6に相当するもの並びに建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具器具及び備品

（3）高石市に帰属させる財産

土地のうち、その100分の30に相当するもの

（4）処分する財産の細目については、別途、泉大津市、和泉市及び高石市（以下「関係市」という。）が協議して定めるものとする。

3 解散に伴う事務の承継

企業団の解散に伴う事務の承継については、次のとおりとする。

（1）和泉市は、企業団の解散に伴う事務を承継する。

（2）事務の承継に係る期間は、令和3年4月1日から当該事務の処理が完了する日までとする。

（3）承継する事務の処理に係る費用（人件費を含む。）は、企業団から引き継いだ歳計剰余金その他の財源をもって充てるものとする。ただし、当該費用に充てる財源が不足するときは、関係市が次に掲げる割合で負担するものとする。

ア 泉大津市 100分の38.4

イ 和泉市 100分の31.6

ウ 高石市 100分の30

- 4 この協議書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、関係市が協議して定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書を3通作成し、関係市の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

泉大津市長 南 出 賢 一

和泉市長 辻 宏 康

高石市長 阪 口 伸 六

